

I 施設管理

1 巡回点検・日常的な保守点検等

(1) 園内全域の巡回点検を 1 日 2 回（午前・午後、各 1 回）以上実施し、利用状況の的確な把握、目視や触診等による各施設の状態の確認等を行う。

施設に異常（破損・故障・不具合等）が発見された場合は、速やかに立入禁止・使用停止等の応急処置又は機能回復に必要な措置をとり、事故等の未然防止に努める。なお、破損施設等の補修・修繕・交換等については、後記 6 により行う。

(2) 巡回点検、応急処置等の結果は、管理日誌に記録する。また、施設の異常については、軽微なものを除き県に報告する。

2 清 掃

下記の区分に従って園内各施設の清掃を行い、環境の美化に努める。特にトイレや広場、駐車場等、利用頻度の高い施設については、利用者に不快感を与えないよう常に清潔な状態にしておく。また、収集したゴミは、可燃物・不燃物等に分別して所定の場所に集積する。

(1) 園地一般

- 日常清掃として 1 日 1 回以上、園路や広場、有料公園施設、植込地等、園地全域を拾い掃き清掃し、ゴミ・空き缶・吸殻等を取りこぼしのないように集める。
- 側溝や集水桝等を随時点検し、排水等に支障が出ないように、溜まったゴミ・土砂等を適宜取り除く。

(2) トイレ棟〔中央公園：3 か所〕

- 日常清掃として 1 日 2 回（午前・午後、各 1 回）以上、ホウキ等でゴミを取るとともに、衛生器具（便器・洗面台等）及び床面を洗剤・ブラシ・タワシ・モップ等で洗浄（洗い拭き）し、汚れを取り除く。
- 壁面や天井、窓ガラス、ドア、照明器具等の清掃を、汚れ具合に応じて適宜行う。
- 日常清掃の都度、建物及び設備等を点検し、破損や排水の詰まり等を発見した場合は、速やかに使用停止等の応急処置又は機能回復に必要な措置をとる。

(3) 管理所（中央公園フィールドハウス）

- 休憩フロア、更衣室等（シャワー室以外）は、日常清掃として床面の掃き掃除及びモップ等での水拭き、什器や備品等の拭き掃除を、1 日 2 回（午前・午後、各 1 回）以上行う。また、洗剤・タワシ・モップ等を使った床面の洗浄を週 1 回以上行う。
- シャワー室は、日常清掃として床面の掃き掃除及び流水でのブラシ清掃、洗剤を使った洗面台の洗浄を、1 日 1 回以上行う。また、洗剤・ブラシ等を使った床面の洗浄を週 1 回以上行う。
- 壁面や天井、窓ガラス、ドア、照明器具等の清掃を、汚れ具合に応じて適宜行う。
- シャワー室の消毒を年 1 回以上行う。

3 運動施設の整備

(1) 球場〔中央公園〕

- 必要に応じて土の補充及び敷き均し、整地、石や雑草等の障害物の除去、降雨時の排水管理等を行い、安全な使用環境を維持する。

(2) テニスコート〔中央公園〕

- ゴミや石等の障害物の除去、降雨時の排水管理等を行い、安全な使用環境を維持する。

4 管理所の管理等

- 管理所における日常管理として、館内の整理整頓、給湯機・暖房機等の運転管理、夜間警備装置の設定及び解除、施錠・解錠の確認及び鍵の管理、火気の取締等を適切に行う。

5 廃棄物等の処理

- 園内で発生する廃棄物やゴミ（自動販売機設置業者が回収する空き缶を除く。）は、関係法令等を遵守して適正に処理する。特に、資源ゴミや植物廃材等についてはリサイクルの促進に努める。また、廃棄物でない書類や不審物等を発見した場合は、適切に処置する。

6 補修・修繕・交換等（以下「小破修繕」という。）

- 破損、故障又は劣化した施設・設備・物品等について、概ね30万円の範囲内で小破修繕を行う。

なお、小破修繕の実施に当たっては、個別に県と協議・調整を行う。

- 予算額に残余が生じた場合は、毎事業年度末に精算を行う。

II 緑地管理

1 芝生管理

(1) 芝刈り

- 芝生地内にある樹木や施設等を損傷しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込む。樹木の根際や柵の周り等、機械刈りが不適当な場所は、手刈りを行う。
- 刈払った草は、所定の場所に運搬・収集し、刈跡を清掃する。
- 機械使用時は、刃の回転により吐出口から小石等が飛び出すことがあるので利用者から離れて作業を行い、吐出口を利用者や窓ガラスに向けないようにする。

(2) 施肥・目土掛け〔対象区域：中央公園野球場の外野芝生〕

- 施肥量は60g/m²を標準とし、芝生面にむらなく均一に散布する。
- 目土量は0.01m³/m²を標準とし、芝刈り後、不陸整正を勘案しながら地下茎にむらなく十分にすり込む。目土掛け作業終了後、用土を落ち着かせるため適度の散水を行う。

2 樹木管理

(1) 整枝剪定

- 緩衝等、植栽の目的・機能を発揮するとともに、基本的樹形及び美観を保持するため、樹種の特性や生育状態、病虫害の防除等に最大限留意して、基本剪定及び軽剪定を行う。

(2) 施肥

- 土壌条件を改良して樹木の健全な育成を図るとともに、大気汚染や病虫害等に対する抵抗力を高めるため、栄養分を効果的に補給する。

(3) 刈込み（寄植剪定低木）

- 美観を保持するとともに、通風・採光を確保して病虫害を防除するため、寄植低木類

の刈込みを行う。

3 林地管理（樹木帯）

（1）下草刈り

- 林床の美観を維持するとともに、防災（火災等の防止）及び防犯、林内利用の促進を図るため、樹林地の下草刈りを行う。

（2）枯木処理

- 枯損木及び管理上支障となる樹木を伐採・処理する。

4 除 草

- 樹木の根際や建物・工作物の周囲、芝刈りを行わない広場、園路等の除草を必要に応じて行う。
- 原則として、薬剤は使用せず、除草器具等を用いて丁寧に抜き取る。やむを得ず薬剤を使用する場合は、県に事前に報告するとともに、農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長通知（平成25年4月26日付け25消安第175号及び環水大土発第1304261号）、農薬取締法等関連法令及びメーカーが定める使用安全基準・使用方法等を遵守する。